

家畜の所有者の皆様へ『定期報告書の提出時期になりました！』

日頃から本県の家畜衛生行政に対して御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 23 年より家畜の所有者には（飼養目的に関わらず）、家畜伝染病予防法の規定により、毎年 2 月 1 日時点における家畜の飼養に係る衛生管理の状況等（飼養している家畜の頭羽数等）の報告が義務付けられています。

つきましては、平成 29 年 2 月 1 日時点における状況等を添付の報告様式等に記入のうえ、当所（農場所在地を所管する家畜保健衛生所）あてに送付くださるようお願いいたします（裏面のとおり、家畜の種類によって提出期限が、飼養規模によって提出書類が異なります）。

なお、対象の家畜を所有していない場合の提出及び連絡は不要です。御不明な点があれば当所（本所防疫課）までお問い合わせください。

注 意 事 項

- 1 報告書は農場（飼育場所）毎に作成してください。
- 2 報告書は家畜の所有者（別に管理者がいる場合はその者）が作成してください。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、その年の 2 月 1 日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の頭羽数としてください。
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画（畜房・ケージ等）の床面積 ÷ 収容頭羽数」により算出することを基本としますが、例えば、
ア 区画ごとの床面積や収容頭羽数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積 ÷ 平均収容頭羽数」により算出してください。
イ 同一農場で、種雄豚、母豚、育成豚及び肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出してください。

（裏面に続く）

（お問い合わせ先）

神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243 - 0417 海老名市本郷 3 6 5 8
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226 - 0015 横浜市緑区三保町 2 0 7 6
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

定期報告の対象家畜・提出期日・提出書類早見表

家畜の種類	提出期日	飼 養 規 模		
		小規模	中規模	大規模
牛	毎年4月15日	1頭	2頭以上で 大規模に該当 しない頭数	・成牛の場合は 200頭以上 ・育成牛等の場合は 3,000頭以上
水牛・馬	〃 4月15日	1頭	2頭以上 200頭未満	200頭以上
鹿・めん羊・山羊・ 豚・いのしし(イノ ブタ含む)	〃 4月15日	6頭未満	6頭以上 3,000頭未満	3,000頭以上
鶏・うずら	〃 6月15日	100羽未満	100羽以上 10万羽未満	10万羽以上
あひる(アイガモ含 む)・きじ・ほろほ ろ鳥・七面鳥	〃 6月15日	100羽未満	100羽以上 1万羽未満	1万羽以上
だちょう	〃 6月15日	10羽未満	10羽以上 1万羽未満	1万羽以上
提出書類	1. 基本情報			
	2. 飼養衛生管理基準の遵守状況	不要		
	添付書類(1~6)	不要	(1~5)	(1~6)

